

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第6号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、議案第6号になります。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

まず初めに、今回の条例改正の内容でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員長の廃止に伴い、教育委員長の報酬額に関する規程を削除すること。また、教育長は一般職から常勤特別職に変更されることから、新教育長の給与に関する、規定を追加することなどの所要の改正が必要になるため、こちらの一部条例改正案を提出するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1条、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

この条例改正でございますけれども、教育委員長の廃止に伴いまして、教育委員長の職名と報酬額を削除するための改正でございます。

別表の2項になりますけれども、改正前の職名、教育委員、委員長の職にある者、報酬額年額24万円を、改正後は、委員長に職にある者と年額24万円を削除するものでございます。また、職名の委員を削除するものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。開成町特別職の職員で、常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第2条、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

この改正でございますけれども、教育長は一般職から常勤の特別職に変更されることに伴いまして、新教育長の給与に関する規程を追加させていただいたものでございます。

第1条第3号に、教育長を新設するものでございます。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

別表第1に、教育長を新設し、現在の月額59万3,000円を、そのまま59万3,000円とするものでございます。

続いて、3ページになります。開成町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正。

第3条、開成町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和40年開成町条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。開成町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に改めるものでございます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

この改正でございますけれども、教育長が一般職から常勤特別職に変更されたことから、教育長の給与等の条例の根拠規定でありました、教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴いまして、所要の改正を行ってございます。

第1条では、改正前の法律名を、「教育公務員特例法第16条第2項」から、改正後ですけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する」に改めてございます。

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件を給与の部分削除し、教育長の勤務時間、その他の勤務条件に改めるものでございます。

第2条は給与に関する規定、第3条は旅費に関する規定です。

こちらは、教育長は特別職となったため、第2条第1項から第4項までと、第3条第1項及び第2項を削除するものでございます。

第2条と第3条を削除するため、第4条を第2条に繰り上げるものでございます。この第2条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により定めるものでございます。

附則でございます。附則の第1項は、施行期日を平成27年4月1日としてございます。

附則第2項から第4項までは経過措置として、教育長の任期中に限り、現に在職する教育委員長と教育長は、なお従前の例によることとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

確認しておきたいんですが、教育委員については、従来どおり、年額 20 万円、今回の改正で新教育長と呼ばせていただきますけれども、特別職になるという形で、委員長については 4 万円多くなっていたけれども、そこは特別職に移ったから、ないというふうに理解をしているところです。

もう一つは、教育委員の人員は、法律等で 5 名という形になっております。新しく新教育長になったとしても、5 名の構成の中に入るという形かどうか、それもちょうと確認させていただきたいのと。

それから、施行期日が 27 年 4 月 1 日となっておりますが、現在の教育長の任期は、今年 9 月 30 日まで、これは現在の形で、施行は 4 月 1 日ですけれども、9 月 30 日までは現在の形でされていくのかどうか、確認させていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

まず、組織について説明をさせていただきたいと思います。こちらが先ほど議員が言われました、委員の人数ですけれども、今現在は 5 名という形に法律はなっております。改正後につきましては、教育委員会は、教育長及び 4 人の委員を持って組織することになってございますので、改正後につきましては、教育長お一人と、委員さん 4 名の、合計としては 5 名になっておりますけれども、そういう表現となっております。

あと、平成 27 年 4 月 1 日の施行につきましては、改正法がこちらの期日で施行されます。あわせまして、国の文部科学省でも、速やかにこちらは条例改正をするようにという指導がございましたので、あらかじめこの期日で施行させていただいて、附則でこちらの施行期日ですか、経過措置を規定させていただいているところでございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2 番（高橋久志）

2 番、高橋です。もう一度確認させていただきますけれども、教育委員会の構成は、5 名という形は変わっていないという先ほどの課長の答弁では、教育長のほかに委員として 4 名と、こう言ったから誤解を非常に招きがちなんですけれども、そこは正確にさせていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

失礼いたしました。今現在が、教育委員会は 5 人の委員をもって組織されておりました。

て、改正後は、教育長及び４人の委員という形になります。申しわけありません。よろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論ないようですので、採決を行います。

議案第６号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。